



- ①春の大型連休に休みをつなげてリフレッシュ。
- ②女性活躍推進法に基づく情報公表について



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「ババちゃん ぐんまver.

発信者 雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

①春の大型連休に休みをつなげてリフレッシュ。

春の大型連休に
休みをつなげて
リフレッシュ。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



特設サイト



年次有給休暇取得促進特設サイトURL

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。群馬労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください（☎027-896-4739）。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

②女性活躍推進法に基づく情報公表について

女性活躍推進法において、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する数値目標を定めた「一般事業主行動計画」の策定、策定した旨の届出の他、**女性の活躍に関する情報公表**が義務とされています（100人以下の事業主は努力義務）。

1. 何を公表するの？

●常時雇用する労働者数301人以上の事業主

…下表①から「**男女の賃金の差異**」を含めた2項目以上、②から1項目以上を選択し、3項目以上を公表。

●常時雇用する労働者数300人以下の事業主

…下表①と②の全項目から1項目以上選択して公表。

| ① 女性労働者に対する 職業生活に関する機会の提供 | ② 職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) 男女別の採用における競争倍率(区) 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 管理職に占める女性労働者の割合 役員に占める女性の割合 男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) 男女別の再雇用又は中途採用の実績 男女の賃金の差異 (全・正・パ有) | <ul style="list-style-type: none"> 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 男女別の育児休業取得率(区) 労働者の一月当たりの平均残業時間 労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) 有給休暇取得率 有給休暇取得率(区) |

※(区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。ただし、属する労働者数が全労働者のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して公表して差し支えありません（雇用形態が異なる場合を除きます）。

※(派)の表示のある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

※「**男女の賃金の差異**」については、「全労働者」、「正規雇用労働者」、パート・有期社員の「非正規雇用労働者」の3区分の公表が必要です。

▶情報公表項目および算出方法の詳細はパンフレットp.20に記載されています。

2. どこに公表するの？

厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」や自社ホームページ等インターネットの利用などにより、学生をはじめとした求職者等が容易に閲覧できるように形で公表してください。

情報公表の内容については、おおむね年1回以上更新し、いつの情報なのか分かるよう更新時点を明記してください。

●女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

